11　第八五・三九項において「発光ダイオード（ＬＥＤ）光源」には、次の物品を含む。

(a)　「発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュール」

発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（ＬＥＤ）による電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b)　「発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ」

発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプは、一以上の発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールと区別される。

別表第八五類の注中７を９とし、６を８とし、５を６とし、その次に次のように加える。

7　第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくとも品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がったもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケーラーＩＣ、デコーダーＩＣ又はアプリケーションプロセッサー）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注７のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

別表第八五類の注４の次に次のように加える。

5　第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。

別表第八五類の号注中１を４とし、その前に次のように加える。

1　第八五二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2　第八五二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ（五、〇〇〇、〇〇〇ラド）の放射線量に耐えるよう設計されている。

3　第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー（自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの）を含み、熱画像カメラ（主として第八五二五・八九号参照）を含まない。

別表第八五類の号注に次のように加える。

5　第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

別表第八五・〇一項中「直流発電機」及び「交流発電機」の下に「（光発電機を除く。）」を加え、

八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇一・七一	直流光発電機
八五〇一・七二	出力が五〇ワット以下のもの
八五〇一・八〇	出力が五〇ワットを超えるもの
	交流光発電機

を

八五〇一・六四	無税
八五〇一・七一	無税
八五〇一・七二	無税
八五〇一・八〇	無税

に改める。

別表第八五〇七・四〇号を削る。

別表第八五・一四項中

八五一四・一〇	抵抗加熱炉

を

八五一四・一一	抵抗加熱炉
八五一四・一九	熱間静水圧プレス
	その他のもの

に改める。

八五一四・三一	無税
八五一四・三二	無税
八五一四・三九	無税

を

八五一四・三一	無税
八五一四・三二	無税
八五一四・三九	無税

に、

八五一四・三〇	その他の炉

を

八五一四・三〇	無税
	その他の炉
八五一四・三九	無税

に改める。

別表第八五・一七項中「電話機（」の下に「スマートフォン及び」を加え、「電話を」を「その他の電話を」に、

八五一七・一二	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話

を

八五一七・一三	スマートフォン
八五一七・一四	携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話

に、

八五一七・七〇	部分品

を

八五一七・七	無税
八五一七・七	無税

に改める。

九　一	部分品
	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
	その他のもの

	無税
	無税

に改める。